

緑南中学校いじめ防止基本方針

音更町立緑南中学校

1 基本理念（いじめ防止対策推進法第3条を参照）

- いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての生徒に関係する問題であることに鑑み、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、全ての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが生徒の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

2 学校及び学校の教職員の責務（いじめ防止対策推進法第8条）

- 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、本校に在籍する生徒の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、本校に在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

3 いじめ対策のための組織

- (1) 名称：緑南中学校いじめ対策委員会（特別委員会）
- (2) 構成員：教頭、生徒指導主事、養護教諭、学校評議員、PTA役員
- (3) 会議：年度始(計画会議)、年度末(反省会議)、1、2学期末、その他必要に応じて開催する。学校評議員及びPTA役員については計画会議、反省会議に出席し、その他は必要に応じて出席を要請する。
- (4) その他：校内体制における「いじめ対応チーム」は、次のとおりとする。
教頭、生徒指導主事、生徒指導部校内指導係、当該学年主任、学級担任、養護教諭
(必要に応じて、教科担任や部活動顧問もチームに加える)

4 いじめ発見と防止のための取組

- (1) いじめアンケートの実施
いじめの早期発見のために、いじめアンケートを年2回実施する。
- (2) 教育相談体制の整備
いじめアンケートの実施後等、状況に応じて「教育相談週間」を設定する。実施計画、情報分析や対応策策定については、生徒指導部が主体となって行う。心の教室相談員との連携も大切にする。
- (3) 「いじめは絶対に許さない」「いじめはどの学校にも、どの学級にも、どの生徒にも起こりうる」という強い自覚をもって対応する。
- (4) 「けんか」や「ふざけ合い」であっても背景にある事情を考え、いじめに該当するか否かを慎重に判断し対応する。

- (5) 生徒観察による情報収集
学年所属職員や教科担任、養護教諭等、生徒観察による情報を収集し、気になる言動を生徒指導部に報告する。生徒指導主事はその内容を管理職へ報告する。
- (6) 電話連絡や家庭訪問により、保護者からの情報を収集する。
- (7) 生徒会主体によるいじめ防止プログラムの展開
いじめ防止テーマやいじめ防止強化期間の設定、いじめ防止会議の開催、「いじめ、ネットトラブル根絶！メッセージコンクール」応募等、生徒の主体的な取組を促す積極的な活動を推進する。
- (8) h y p e r - Q Uアンケートによる集団の客観的分析と組織的な活用を推進する。

5 いじめ発見後の適切な対応

- (1) いじめられた生徒やその保護者の立場に立ち、事実の確認と解決に向けた指導の方針について説明する。並行して、町教育委員会へ報告する。
- (2) 校内チームの役割を明確にする。
 - ・ 事情聴取、整理、分析、事実確認
 - ・ 対応策の検討
 - ・ 教職員の意思形成、調整
- (3) スピード感をもって対応し、情報を整理する。
- (4) チームとして立案した解決策にそって、継続的な指導を実施する。
 - ・ 被害生徒への面談
 - ・ 加害生徒への指導
 - ・ 事実を認識していた生徒への指導
 - ・ 被害・加害生徒の保護者への説明と協力依頼（発見後から定期的な経過説明まで）
 - ・ 教育相談体制の強化
 - ・ 適切な人間関係づくりを目指した取組（各領域との連携）
- (5) 問題の内容等に応じて保護者説明会を実施し、学校としての姿勢や方針を明確にする。
- (6) 報道機関への対応は窓口を校長に一本化し、公開できる情報を整理し、誠意ある公平な対応を心がける。その際、町教育委員会と連携して対応にあたる。

6 いじめ防止のための研修の充実

- (1) いじめの早期発見、対処方法の習得を目的とした「生徒指導交流会」を年3回開催する。
- (2) 研修講座等、校外の研修会に積極的に参加し、その研修情報の内部提供に努める。
- (3) ミドルリーダーや管理職からの情報提供の機会を充実させ、指導力向上により生徒理解を深める。

7 全領域における連携の重視

- (1) 各教科
各教科においては、生徒指導の機能を生かした指導を充実し、他と適切にかかわる能力を高める。
- (2) 道徳
道徳の時間では、道徳的価値に基づいた人間としての生き方を追求し、教師と生徒、生徒同士の共感的な関係を深める。
- (3) 特別活動
学級活動を基盤とした集団活動や体験的な活動により、よりよい人間関係を築く力や社会性の育成を図る。特に、人とかかわりの中での失敗体験を大切にすることで個性を伸ばし、自他を認める心をはぐくむ。

(4) 総合的な学習の時間

特に、キャリア教育を充実させ、将来の目標を考えたり、地域の人とかかわる中で、社会的視野を広げる。

8 いじめ対策の検証

いじめ対策の取組についてはスピード感をもった対応が求められることから、PDCAサイクルにより短期スパンで検証・改善を図る。その役割は、生徒指導部が担う。

9 保護者・地域への情報提供

この基本方針は保護者、地域に公開するとともに、必要に応じて対応状況について説明する機会を設定し、説明責任・結果責任を果たす。

10 いじめ対策年間プログラム

4月	「いじめ対応」についての保護者への説明（参観日・PTA総会）、いじめ対策委員会
5月	いじめアンケート（～6月）、いじめの学級指導、
6月	教育相談週間、生徒指導交流会、h-QUアンケートの実施
7月	いじめ対策委員会、学校評議員会、学校評価（自己評価、生徒・保護者・教員相互比較のアンケート）
8月	生徒会主体のいじめ防止活動
9月	いじめ防止指導強化月間
10月	いじめアンケート（～11月）
11月	教育相談週間、生徒指導交流会、h-QUアンケートの実施
12月	いじめ対策委員会、学校評議員会
1月	学校評価（自己評価、生徒・保護者・教員相互比較のアンケート）
2月	
3月	いじめ対策委員会、学校評議員会

※学級における「適切な人間関係づくり」は年間をとおして実施

平成31年4月改定